

不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	不良交友	暴走行為	家出	その他	合計
学職別	小学生		2	9			2	21	34
	中学生	28	253	361	10	6	35	121	814
	高校生	28	277	581	19	17	7	72	1,001
	その他学生	6	43	6	1			10	66
	有職少年	26	567	528	26	25		60	1,232
	無職少年	19	326	435	8	23	4	50	865
年齢別	10歳以下			2				11	13
	11歳		1	4			2	6	13
	12歳		7	14			1	13	35
	13歳	7	35	57	2	2	10	30	143
	14歳	11	114	167	5	4	17	47	365
	15歳	15	284	421	14	4	10	74	822
	16歳	20	398	674	23	31	4	51	1,201
	17歳	26	349	549	4	22	3	50	1,003
	18歳	17	193	32	13	6	1	48	310
	19歳	11	87		3	2		4	107
合計		107	1,468	1,920	64	71	48	334	4,012

※ その他は、「粗暴行為」、「刃物所持」、「金品不正要求」、「金品持ち出し」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

- ★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- ★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。

少年サポートセンター分室「ひめさほ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめに遭っている
- 子どもの非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

日時 月曜～金曜及び第1・第3土曜(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

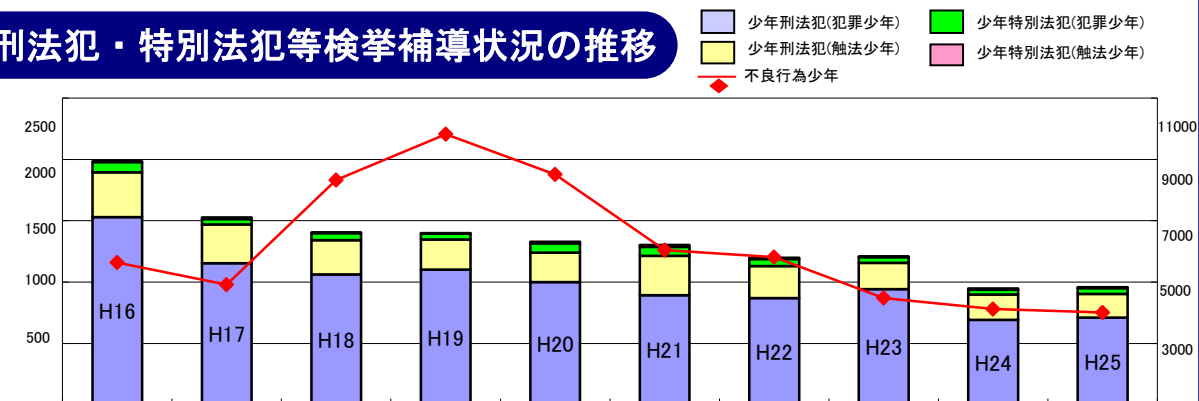
愛媛県警察

少年非行の概況(H25年)

少年非行の特徴

- 少年刑法犯はやや増加(0.7%)。うち触法少年は減少(-6.3%)。
- 少年刑法犯の44.6%が中学生(小・中・高校生で76.5%)。
- 少年刑法犯の66.8%が初発型非行。うち59.1%が万引き。
- 少年特別法犯は僅かに増加。
- 少年特別法犯の35.2%が軽犯罪法違反、29.6%が児童ポルノ法違反。

少年刑法犯・特別法犯等検挙補導状況の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	増減	増減率
少年刑法犯	1,895	1,470	1,342	1,346	1,239	1,214	1,130	1,156	898	904	+6	+0.7%
犯罪少年	1,530	1,154	1,062	1,102	999	894	870	943	692	711	+19	+2.7%
触法少年	365	316	280	244	240	320	260	213	206	193	-13	-6.3%
少年特別法犯	89	56	63	52	90	90	69	53	50	54	+4	+8.0%
犯罪少年	84	45	57	50	76	72	57	47	40	46	+6	+15.0%
触法少年	5	11	6	2	14	18	12	6	10	8	-2	-20.0%
非行少年総数	1,984	1,526	1,405	1,398	1,329	1,304	1,199	1,209	948	958	+10	+1.1%
非行少年に占める触法少年の割合	18.6%	21.4%	20.4%	17.6%	19.1%	25.9%	22.7%	18.1%	22.8%	21.0%	-1.8P	-
全国平均	12.7%	13.9%	14.0%	14.5%	15.8%	16.3%	16.6%	17.0%	17.3%	17.8%	+0.5P	-
非行率	8.47	7.36	6.72	6.74	6.21	6.08	6.18	6.32	4.91	4.94	+0.03	+0.6%
全国平均	8.22	8.32	7.59	6.99	6.26	6.25	6.27	5.71	4.81	4.18	-0.63	-13.1%
不良行為少年	5,642	4,920	8,325	9,822	8,505	6,045	5,819	4,481	4,124	4,012	-112	-2.7%

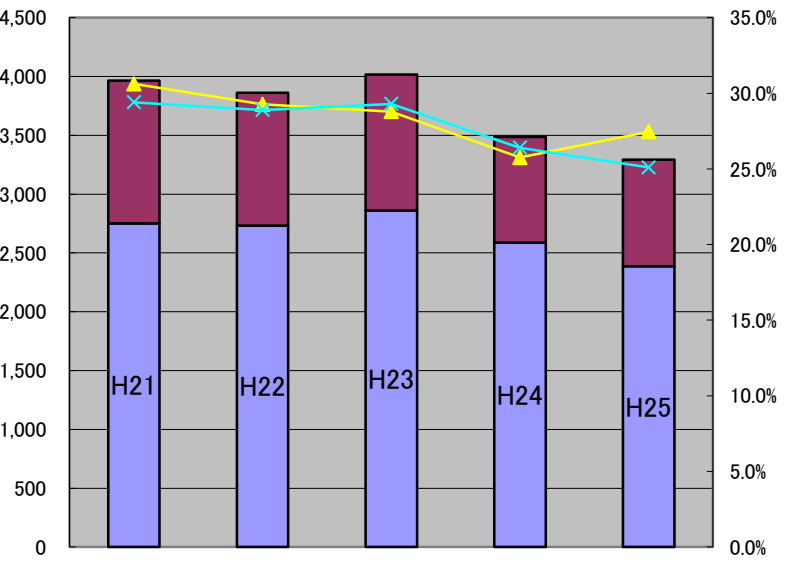
※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6～19歳の人口)千人当たりの少年刑法犯検挙補導人員。

非行少年等警察署別検挙補導状況

	少年刑法犯		少年特別法犯		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※少年課除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	29	8	1		4.0%	326
新居浜	58	12	3		7.6%	398
西条	34	19	2		5.7%	303
西条西	17	5	1	1	2.5%	124
今治	68	21	7	1	10.1%	622
伯方	4	1	1		0.6%	14
松山東	185	34	13	1	24.3%	615
松山西	71	10	8	4	9.7%	627
松山南	86	49	3		14.4%	271
久万高原	1				0.1%	2
伊予	87	14	5		11.1%	220
大洲	5	6			1.1%	83
八幡浜	6				0.6%	97
西予	4				0.4%	13
宇和島	53	14	2	1	7.3%	272
愛南	3				0.3%	1

刑法犯に占める少年の割合(少年比率)の推移

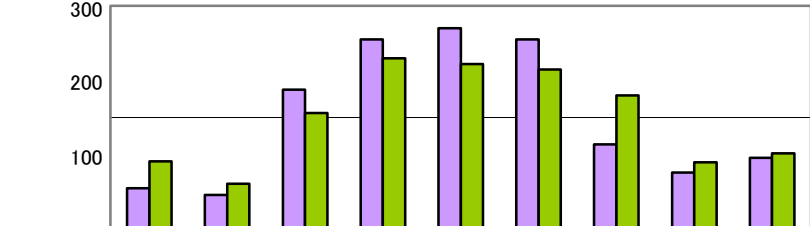
■ 成人 ■ 少年 ▲ 少年比率(県内) ◆ 少年比率(全国平均)



	H21	H22	H23	H24	H25	増減	増減率
刑法犯検挙補導人員	3,965	3,861	4,016	3,487	3,292	-195	-5.6%
成人	2,751	2,731	2,860	2,589	2,388	-201	-7.8%
少年	1,214	1,130	1,156	898	904	+6	+0.7%
少年比率	30.6%	29.3%	28.8%	25.8%	27.5%	+1.7P	-
全国平均	29.4%	28.9%	29.3%	26.4%	25.1%	-1.3P	-

※ 刑法犯検挙補導人員は、触法少年を含む。
 ※ 少年比率は、刑法犯検挙補導人員に占める少年刑法犯の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

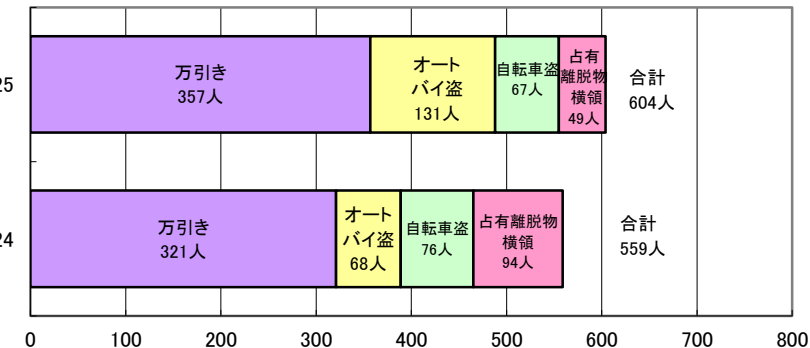
少年刑法犯 年齢別検挙補導状況



	11歳以下	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
H25	37	31	125	170	180	170	76	51	64
H24	61	41	104	153	148	143	120	60	68

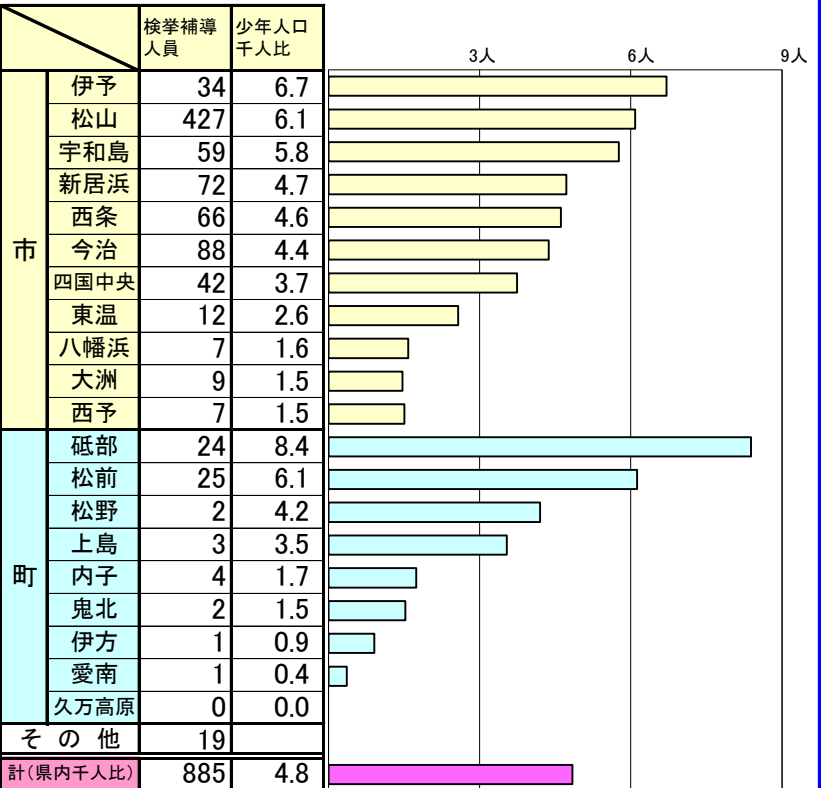
● 非行の中心は、前年同様に14歳～16歳で、全体の57.5%(前年49.4%)。

初発型非行 検挙補導状況



● 少年刑法犯のうち初発型非行は604人で、全体の66.8%(前年62.2%)。うち万引きが357人で59.1%(前年57.4%)を占める。

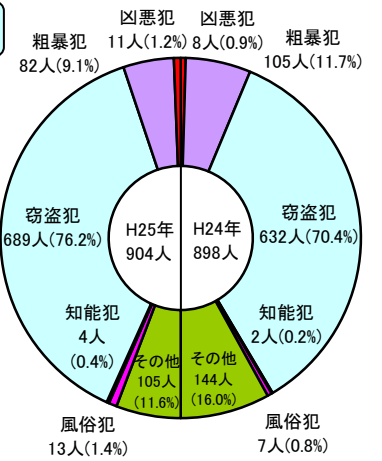
少年刑法犯 居住地別検挙補導状況



※ 少年人口は平成22年実施の国勢調査による6～19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

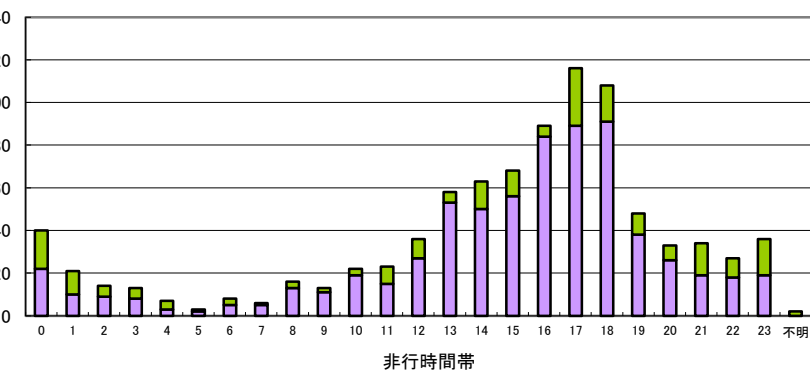
少年刑法犯 罪種別状況

	H25	H24
凶悪犯	11	8
粗暴犯	82	105
窃盗犯	689	632
知能犯	4	2
風俗犯	13	7
その他	105	144
合計	904	898



● 窃盗犯が全体の76.2%(前年70.4%)。うち万引きが51.8%(前年50.8%)。

少年刑法犯 非行時間帯別検挙補導状況



● 小・中・高校生の非行は16時から18時の下校時間帯に集中。

少年特別法犯 検挙補導状況

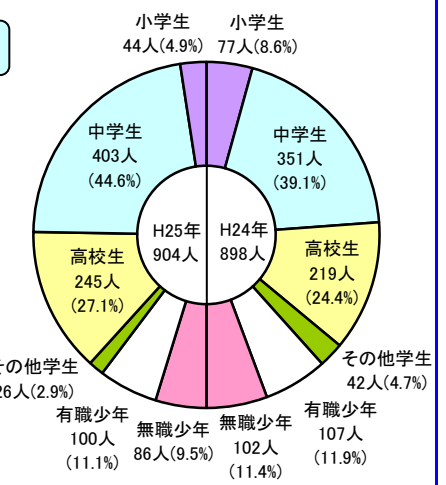
	合計	年 齢 別							学 職 別					
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職	
H25	少年特別法犯	54	8	8	14	8	7	6	3	20	20	3	6	5
	毒劇法等	2					2				2			
	軽犯罪法	19	5	1	10	2		1		7	9			3
	児童ポルノ法	16		4	3	5	3	1		6	8	1		1
H24	少年特別法犯	50	10	5	8	5	7	4	11	23	7	2	13	5
毒劇法等	0													
軽犯罪法	24	9	2		4	3	3	3	11	5	1		7	
児童ポルノ法	13		2	7		2		2	9	1			1	
迷防条例	3					1	1	1		1	1		1	

※ 毒劇法等は、「毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法」違反、児童ポルノ法は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反、迷防条例は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の検挙補導人員を示す。

- 軽犯罪法違反が全体の35.2%(前年48.0%)。児童ポルノ法違反が全体の29.6%(前年26.0%)。
- 小・中・高校生が全体の74.1%(前年60.0%)。

少年刑法犯 学職別状況

	H25	H24
小学生	44 (9)	77 (11)
中学生	403 (101)	351 (81)
高校生	245 (58)	219 (34)
その他学生	26 (4)	42 (5)
有職少年	100 (9)	107 (15)
無職少年	86 (21)	102 (20)
合計	904 (202)	898 (166)



※ ()内は女子の内数。
 ● 中学生が全体の44.6%を占める(前年39.1%)。

少年刑法犯 再非行少年の割合の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	増減
少年刑法犯(初犯)	972	847	804	765	772	590	630	+40
少年刑法犯(再非行)	374	392	410	365	384	308	274	-34
再非行少年の割合	27.8%	31.6%	33.8%	32.3%	33.2%	34.3%	30.3%	-4.0P
全国平均	27.8%	28.3%	28.1%	28.5%	29.4%	30.4%	30.3%	-0.1P

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く全ての犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
非行少年	刑法犯、特別法犯を犯した少年(犯罪少年及び触法少年)をいう。
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。